

確定給付企業年金制度のご案内

— 大阪府電設工業企業年金基金のご案内 —

1. 設立の意義

- 大阪府電設工業企業年金基金は、加入者の老後の生活の安定を図ることを目的として、平成29年4月1日大阪府電設工業健康保険組合を母体として設立しました。
- 少子高齢化が進み公的年金の縮小が懸念されるなか、**老後の所得保障の一助**として、公的年金に上乗せして支給する企業年金の役割は決して小さくないと考えられます。

2. 企業年金基金のメリット

- 当制度は、確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号）に基づく制度です。したがって、**掛金は全額損金**となり、税制上のメリットがあります。
- 退職金積立での平準化ができ、外部積立により受給権が確保されます。
- 確定給付企業年金**は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度であり、給付額の予想がつきやすく、加入者にとって老後の所得設計が比較的たてやすいと考えられます。

3. 総合型の企業年金基金のメリット

- 多くの企業が集まって設立する“総合型”制度は、人員規模や資産規模が大きくなり、**制度運営コストや資産運用コストの軽減が図れる**ほか、運用パフォーマンス向上が期待できます。
- 企業年金基金の事務局において、効率的で確実な制度運営を行います。これにより、各企業の事務の負担を軽減します。
- 企業会計上、総合型の確定給付企業年金は「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」制度とみなされ、**確定拠出年金と同様の会計処理**（掛金を費用とする取扱い）となります。

4. 財政運営について

- 目標運用利回りとなる予定利率を2.0%と低く設定し、**運用リスクを低減**します。
- 制度はキャッシュバランス制度を採用し、持続可能な制度の構築を目指します。

老後所得保障

スケールメリット

大阪府電設工業
企業年金基金

税制優遇

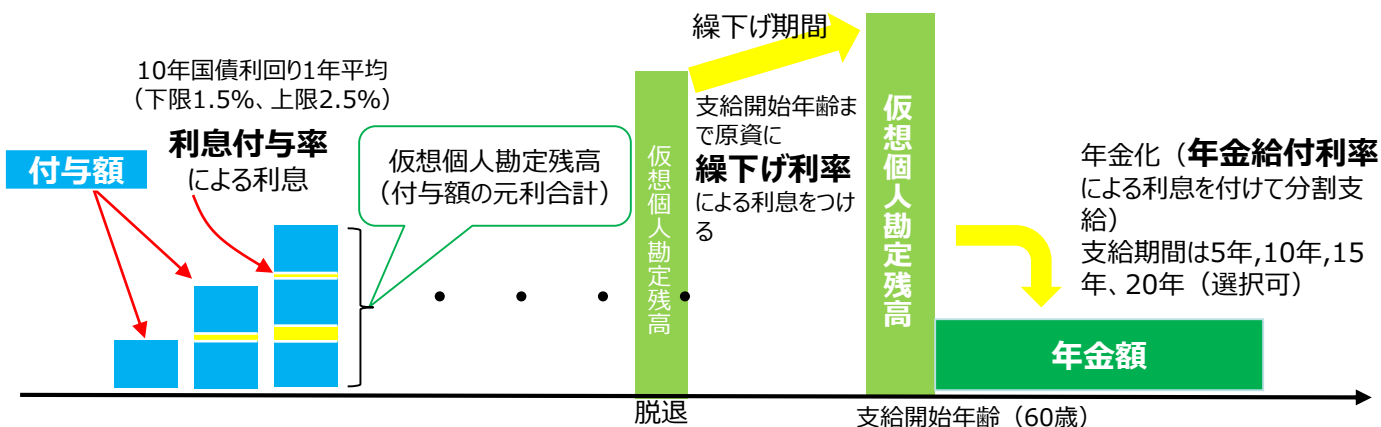
安定的な財政運営

キャッシュバランス制度の採用について

- 我が国の代表的な企業年金制度は、確定給付企業年金（DB）制度と確定拠出年金（DC）制度ですが、DB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、これらの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造となっています。
- キャッシュバランス制度は、あらかじめ給付額の予想がたてやすいというDB制度の特徴を活かして従業員の皆様に相対的に安定した給付を提供しつつ、自分の受給額がわかりやすいなどの簡明なDC制度の特徴を取り入れた制度です。

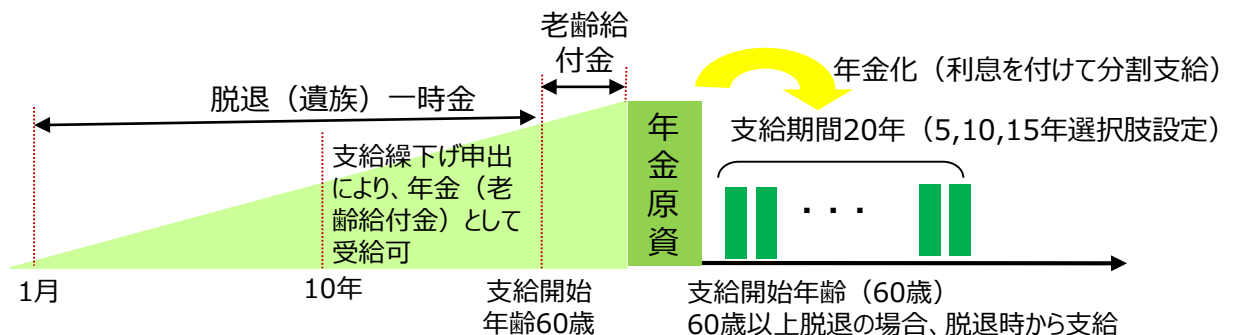
制度概要

- **付与額**（事業所単位でA～Eコースから1つ選択いただきます。4頁ご参照。）を毎月個人毎に積上げ、その元利合計額（「**仮想個人勘定残高**」という）を支給する制度です。仮想個人勘定残高は、帳簿上、個人別に管理します。
- 元利合計である仮想個人勘定残高に付利する利率（「**利息付与率**」という）は、**10年国債応募者利回りの1年平均**とし、毎年改定します（**下限1.5% 上限2.5%**）。
- 加入者期間が**1月以上**で脱退すれば、仮想個人勘定残高を**一時金**として支給します。
- 加入者期間**10年以上**かつ**年齢60歳以上**で脱退すれば、**年金**を支給します。年金支給期間はライフスタイルに応じて、**5、10、15、20年の中から選択**できます（有期年金、支給期間中の年金は保証）。
- 年金額は、仮想個人勘定残高に利息（「**年金給付利率**」という）を付けて分割支給する額となります。年金給付利率は**1.5%（固定）**です。年金は一時金として受け取ることも可能です（選択一時金）。
- 加入者期間10年以上かつ60歳未満で脱退した場合、一時金で受け取ることもできますが、60歳まで繰下げて年金として受け取ることが可能です。繰下げ期間中は**繰下げ利率**により、年金原資である仮想個人勘定残高に利息が付きます。繰下げ利率は利息付与率と同じ率です。
- 積立期間中の仮想個人勘定残高は定期的にお知らせすることができ、老後の所得設計の参考にしていただけます。



制度の概要

根拠法		確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号）
加入対象		厚生年金保険の適用事業所
加入者	対象	事業所に使用される厚生年金被保険者
	範囲	65歳未満 なお、事業所単位で、労働条件が異なるなど合理的理由があれば、加入者に一定の資格を設けることは可能
加入者期間		加入後の期間通算
給付の型		キャッシュバランス制度
予定利率		2.0%
キャッシュバランス制度	付与額	事業所単位でA～Eコースの5つのコースの中から1コースを選択（4頁ご参照）
	利息付与率	10年国債応募者利回りの1年平均 但し、下限1.5% 上限2.5%
	繰下げ利率	同上
	年金給付利率	1.5%
	仮想個人勘定残高	付与額に利息付与率による利息を付けた元利合計額のこと 個人毎に帳簿上管理し、一時金の支給額となる
	年金	加入期間10年以上で脱退し年齢60歳に達したとき、60歳から支給 加入期間10年以上の加入者が60歳以降に退職したとき、退職時から支給 加入期間10年以上の加入者が65歳に達したとき、65歳から支給 支給期間は、5年、10年、15年、20年から選択可 一時金選択も可 支給期間中死亡⇒残額は遺族に一時金支給 年金額：仮想個人勘定残高の分割払い（年金給付利率による利息付与）
給付の制限		懲戒解雇の場合、給付制限可（事業主には戻せない）
掛金負担		全額事業主負担 標準掛金：毎月の付与額の合計と同額 事務費掛金：加入者一人あたり月600円



(注) “老齢給付金”とは年金のこと（確定給付企業年金法における名称）

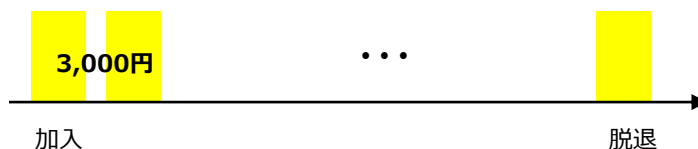
キャッシュバランス制度の付与額

事業所単位で A～Eコースから 1コースを選択

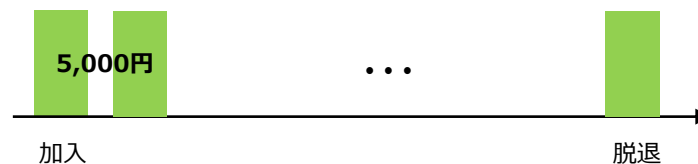
例えば、Bコースを選択すると、事業所の加入者全員が、毎月5千円の付与額を積立てることになります。

一律定額付与額

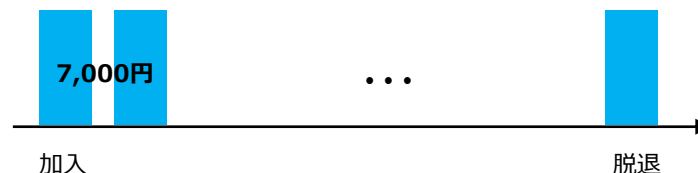
Aコース：3,000円



Bコース：5,000円



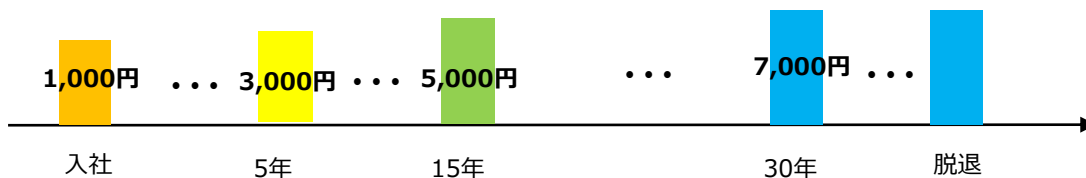
Cコース：7,000円



勤続年数に応じた付与額

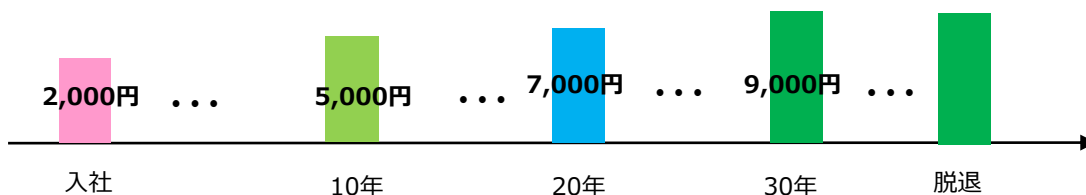
Dコース

勤続期間	5年以下	5年1月以上 15年以下	15年1月以上 30年以下	30年1月以上
付与額	1,000円	3,000円	5,000円	7,000円



Eコース

勤続期間	10年以下	10年1月以上 20年以下	20年1月以上 30年以下	30年1月以上
付与額	2,000円	5,000円	7,000円	9,000円



一時金給付額および年金月額を目安

Aコース：3,000円

(単位：千円)

年齢 (歳)	加入 期間 (年)	付与額 合計	仮想個人勘定残高 (一時金給付額)	支給期間別の年金月額			
				支給期間 20年	支給期間 15年	支給期間 10年	支給期間 5年
27	5	180	185	—	—	—	—
32	10	360	385	2.8	3.6	5.2	10.1
42	20	720	832	5.2	6.7	9.7	18.8
52	30	1,080	1,351	7.3	9.4	13.6	26.3
60	38	1,368	1,826	8.7	11.3	16.3	31.5
65	43	1,548	2,153	10.3	13.3	19.3	37.2

Bコース：5,000円

(単位：千円)

年齢 (歳)	加入 期間 (年)	付与額 合計	仮想個人勘定残高 (一時金給付額)	支給期間別の年金月額			
				支給期間 20年	支給期間 15年	支給期間 10年	支給期間 5年
27	5	300	309	—	—	—	—
32	10	600	642	4.6	6.0	8.7	16.8
42	20	1,200	1,387	8.7	11.2	16.2	31.3
52	30	1,800	2,252	12.2	15.7	22.7	43.8
60	38	2,280	3,043	14.6	18.8	27.2	52.6
65	43	2,580	3,588	17.2	22.2	32.1	62.0

Cコース：7,000円

(単位：千円)

年齢 (歳)	加入 期間 (年)	付与額 合計	仮想個人勘定残高 (一時金給付額)	支給期間別の年金月額			
				支給期間 20年	支給期間 15年	支給期間 10年	支給期間 5年
27	5	420	433	—	—	—	—
32	10	840	899	6.5	8.4	12.2	23.5
42	20	1,680	1,942	12.2	15.7	22.7	43.9
52	30	2,520	3,153	17.1	22.0	31.8	61.4
60	38	3,192	4,260	20.5	26.4	38.2	73.6
65	43	3,612	5,023	24.1	31.1	45.0	86.8

一時金給付額および年金月額を目安

Dコース

(単位：千円)

年齢 (歳)	加入 期間 (年)	付与額 合計	仮想個人勘定残高 (一時金給付額)	支給期間別の年金月額			
				支給期間 20年	支給期間 15年	支給期間 10年	支給期間 5年
27	5	60	62	—	—	—	—
32	10	240	252	1.8	2.3	3.4	6.6
42	20	720	802	5.0	6.4	9.3	18.1
52	30	1,320	1,572	8.5	10.9	15.8	30.6
60	38	1,992	2,480	11.9	15.3	22.2	42.8
65	43	2,412	3,104	14.9	19.2	27.8	53.6

Eコース

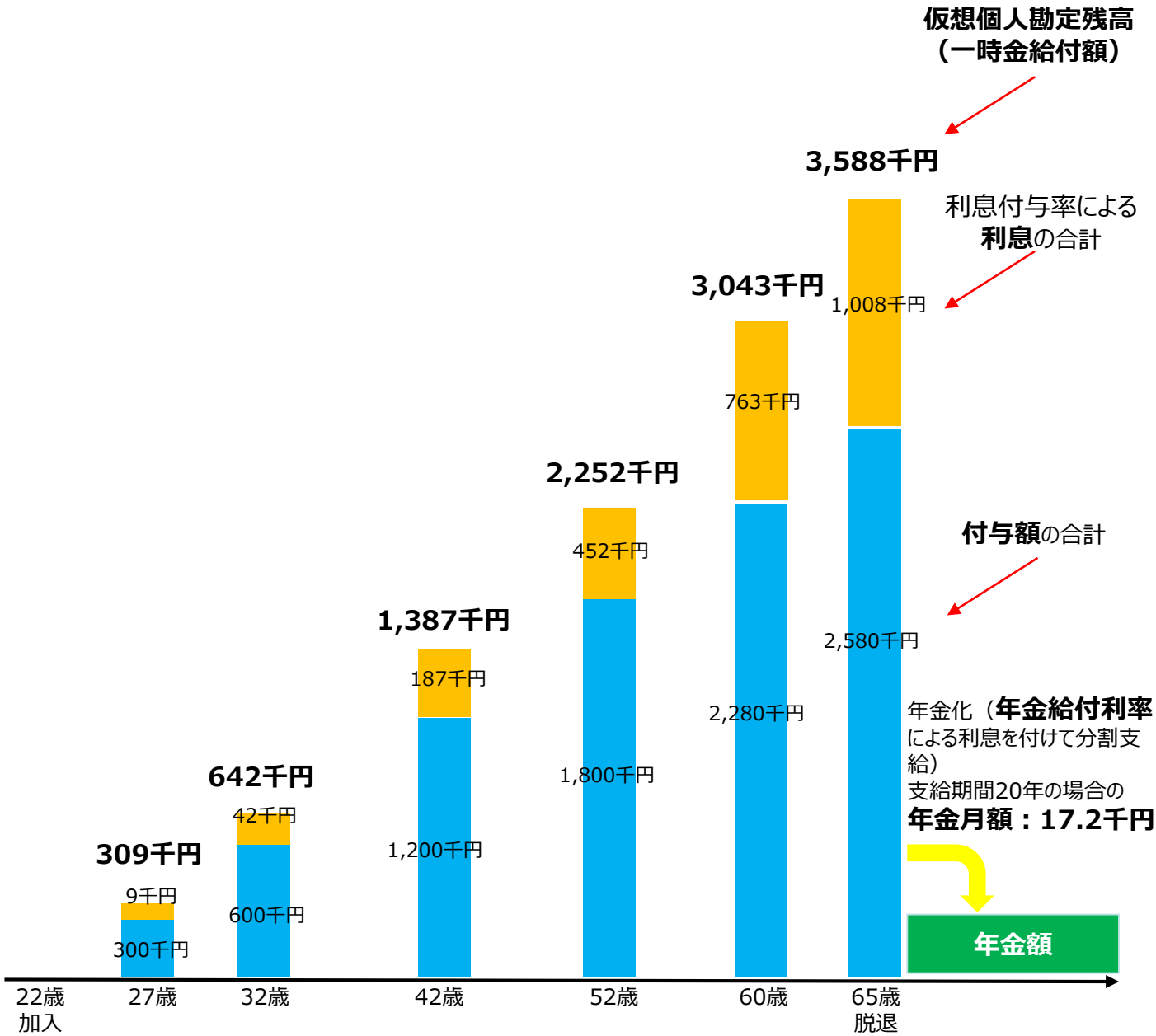
(単位：千円)

年齢 (歳)	加入 期間 (年)	付与額 合計	仮想個人勘定残高 (一時金給付額)	支給期間別の年金月額			
				支給期間 20年	支給期間 15年	支給期間 10年	支給期間 5年
27	5	120	124	—	—	—	—
32	10	240	257	1.8	2.4	3.4	6.7
42	20	840	940	5.9	7.6	11.0	21.2
52	30	1,680	1,990	10.8	13.8	20.1	38.7
60	38	2,544	3,153	15.1	19.5	28.2	54.5
65	43	3,084	3,953	19.0	24.5	35.4	68.3

- 22歳加入で、利息付与率、繰下げ利率が全期間にわたり**1.5%**となった場合の給付額のモデルです。
- 加入期間が10年以上あれば繰下げ申出により年金（老齢給付金）として受け取ることができます。
- 支給期間別の年金月額には以下の金額を記載しています。
 - ・60歳未満の場合は、繰下げ申出を行い60歳から受給する年金月額。
 - ・60歳以上の場合は、当該年齢から受け取る年金月額。

一時金給付額および年金月額を目安

(ご参考) Bコースの場合のイメージ



- 22歳加入で、利息付与率が全期間にわたり**1.5%**となった場合の給付額のモデルです。
- 加入期間が10年以上あれば繰下げ申出により年金 (老齢給付金) として受け取ることができます。
- 年金額は、65歳で脱退して、支給期間20年を選択した場合の年金月額です。

確定給付企業年金、企業年金基金とは

- 我が国の企業年金制度は、大別して、あらかじめ給付額（給付算定式）が決まっている確定給付型（確定給付企業年金）と、先に掛金を決めてしまい、それを従業員自らが運用する確定拠出型（確定拠出年金）があります。
- それぞれに特徴がありますが、当制度は、従業員が老後の所得設計をたて易いとの観点から、確定給付企業年金を採用しております。
- 確定給付企業年金は確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号）を根拠法とする制度で、企業年金基金は同法第2章第3節に規定され、厚生労働大臣の認可を得て設立することができる特別法人です。
- 企業年金基金の事務局において、効率的で確実な制度運営を行うことにより、各企業の事務の負担を軽減します。

加入のお申し込みに必要な書類

当基金までお問い合わせいただければ、加入のお申し込みに必要な書類を送付させていただきます。

- 加入する事業所の事業主の同意書
- 加入する事業所の労働組合の同意書（厚生年金保険の被保険者の過半数で組織される労働組合がある場合）
- 加入する事業所の過半数を代表する者の同意書（厚生年金保険の被保険者の過半数で組織される労働組合がない場合）

（注）社会保険料の納付状況を確認させていただく場合がございます。

大阪府電設工業企業年金基金

ご不明の点は何なりと下記までお問い合わせください。

〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-14-22

☎ 06-6385-4748